

青社福士第178号  
令和7年12月2日

## 会員各位

公益社団法人青森県社会福祉士会  
会長 納谷 むつみ  
(公印省略)

### 寄付のお願い

時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。日頃より、本会の活動に特段の御尽力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本会は非営利かつ「不特定多数の者の利益の増進に寄与」(公益認定等ガイドライン)する公益社団法人として、青森県が設置する委員会から認定を受けています。成年後見人の推薦、権利擁護に関する出前講座、福祉サービスの評価、医療・学校・司法等各分野や支部における地域に向けた研修等を、不特定多数の受益者(県民)のために展開しています。

事業の経費には、主に会員の会費及び事業収入を充てていますが、本会の活動を充実推進させるためには、多くの方々の御支援、御協力が必要です。

とりわけ会員の皆様におかれましては、本会の事業に御理解と御賛同をいただき、下記により、是非御寄付をお寄せいただきますようお願い申し上げます。いただいた御寄付につきましては、適切に管理し、有効に活用させていただきます。

### 記

#### 1 所得税・住民税の寄付金控除について

本会に対する寄付金は所得控除ではなく、より節税効果が高い「税額控除」が認められております。寄付金の入金確認後、「寄付金受領証明書」(領収書)を郵送いたします。確定申告まで大切に保管してください。

(参考) 「税額控除」の考え方

(年間の寄付金額—2,000) × 40% (所得税) • 4% (県民税) • 6% (市町村民税)

(例) 本会への寄付金額 20,000 円の場合

$$(20,000 - 2,000) \times 40\% = 7,200 \text{ 円 (所得税減税額)}$$

$$\times 4\% = 720 \text{ 円 (県民税所得割減税額)}$$

$$\times 6\% = 1,080 \text{ 円 (市町村民税所得割減税額)}$$

(注) 住民税については、自治体が条例で公益法人を指定している場合に限る。

#### 2 寄付の方法

添付の「寄付申込書」を本会に提出(メール添付、FAX等可)の上、以下の口座にお振込み下さい。

振込先(郵便振替) : 口座記号 番号 02250-2-39067

加入者名 : 公益社団法人 青森県社会福祉士会

※他の金融機関からのお振込みの場合

ゆうちょ銀行 当座預金(支店名)二二九 (口座番号)0039067

<寄付申込書送付先>

FAX : 017-752-6877 / E-mail:aacsw@nifty.com

※寄付申込書は、本会ホームページの会員専用ページ 事務局からもダウンロードできます。

御記入の上、本会までFAX又はメールにてお送りください。

※振り込み手数料は、ご負担願います。

(公社) 青森県社会福祉士会事務局 (晴山・馬場)  
〒030-0822  
青森市中央3丁目20-30 県民福祉プラザ5階  
TEL 017-723-2560 FAX 017-752-6877  
E-mail:aacsw@nifty.com